

**町民に開かれた議会へ**

**町民に信頼される議会へ**

**町民の負託に応える議会へ**

# 阿賀町議会基本条例

平成23年4月1日施行

逐条解説

阿賀町議会

## 〔前文〕

自治体の自主的な決定と責任の範囲を拡大させる地方分権が進められている今日、議会は、自治体政策の論点、争点を広く明らかにするため、その持てる権能を十分に駆使し、自治体における政策立案・行政監視・論点開示の役割を担っていかなければならない。その機能は、議員間の自由かつ達な討議を通してのみ、果たされるものなのである。

阿賀町議会は、阿賀町民から直接選挙で選ばれた議員により構成される合議制の議事機関である。独任制の機関である阿賀町長とともに、二元代表の一翼を担う機関として、それぞれの異なる特性を活かして、町民の意思を町政に的確に反映させるため、阿賀町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

このため、阿賀町議会は、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め、その目的を達成し、使命を果たすため、主体的で効果的な運営かつ議会として必要な活動をいつでも行えるよう会期を通年とし、町民の負託に応え、活力ある阿賀町の実現を図るとともに、信頼される議会を築くことを決意し、この条例を制定する。

## 【趣旨】

前文は、阿賀町議会基本条例制定の背景やこの条例を制定するにあたっての理念及び決意を明らかにしたものである。

## 【解説】

住民の直接選挙により選ばれた議員と町長とは、ともに住民を代表するものであり、議員で組織する議会と町長とは互いに住民の代表として対等の機関として阿賀町運営の基本的方針を決定していく使命があることを明らかにするとともに、自主決定・自己責任の地方分権のもと、議会はその権能を十分に発揮しなければならない。

このため阿賀町議会は、町村合併により設置された新しい阿賀町を活力ある町とするとともに、議会の活動と運営の円滑化並びに議会の活性化を図るため会期を通年とし、町民の負託に応えその意思を町政に反映させ、信頼される議会を築く強い決意を表したものである。

## 第1章 総則

### 第1条 目的

- 1 この条例は、阿賀町議会（以下「議会」という。）及び阿賀町議会議員（以下「議員」という。）の活動の活性化と充実のために必要な基本的事項を定める。
- 2 この条例は、町政に阿賀町民（以下「町民」という。）の意思を的確に反映できる議会を確立することを目的とする。

## 【趣旨】

本条は、この条例制定の目的を明らかにするため定めたものである。

## 【解説】

議会及び議員の活動の活性化と充実のための基本的事項を定めるとともに、町民の意思を的確に反映できる議会とすることを目的として規定したものである。

---

## 第2条 最高規範性

- 1 この条例は、町政における最高規範である。
- 2 議会は、この条例に違反する他の条例、規則等を制定してはならない。
- 3 議会は、日本国憲法、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においては、この条例に照らして判断しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、この条例が阿賀町における最高規範であることを明らかにするために定めたものである。

### 【解説】

この条例は、町民が主役のまちづくりを行うことを基本としていることから、議会のみならず町政における最高規範であることを規定し、この条例に反する他の条例や規則等の制定を禁止するとともに、憲法や法律に定める条項・規定を解釈し、運用する場合においては、その基本に基づくこの条例に沿った判断をしなければならないことを規定したものである。

---

## 第3条 議会及び議員の責務

- 1 議会及び議員は、この条例の定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会を運営しなければならない。
- 2 議会は、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

### 【趣旨】

本条は、議会及び議員が為すべき責務の原則を定めたものである。

### 【解説】

議会及び議員は、この条例等を遵守し公明正大な議会運営に努めなければならないとともに、町民を代表する意思決定機関として町民の負託に応える大きな責任を果たさなければならないことを規定したものである。

---

## 第4条 定義

- 1 この条例において「町民」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 阿賀町に住所又は居所を有する者
  - (2) 阿賀町に勤務又は通学する者
  - (3) 阿賀町に所在する法人その他の団体

### 【趣旨】

本条は、町民の範囲を定めたものである。

## 【解説】

この条例では、阿賀町に住民登録している人、居住している人、町外から町内に勤務し又は通学している人、阿賀町内に事務所又は事業所を置く法人やその他の団体を町民として規定したものである。

## 第2章 議会・議員の活動原則

### 第5条 議会の活動原則

- 1 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚して活動しなければならない。
- 2 議会は、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、町民に開かれた議会を目指して活動しなければならない。
- 3 議会は、町民参加を不断に推進する議会を目指して活動しなければならない。
- 4 議会は、会議が議員、阿賀町長（以下「町長」という。）及び町民の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立たなければならない。
- 5 議会は、この条例を踏まえて議会に関する条例、規則等の内容を継続的に見直さなければならない。

## 【趣旨】

本条は、議会の責務を全うするための基本的な活動原則を定めたものである。

## 【解説】

議会は、町民の代表機関であるということを自覚し、公正性・公平性・透明性を保ち、信頼のおける真に町民に開かれた議会を目指し活動しなければならないことを規定するとともに、議会への町民参加を常に目指し、議会の会議が広く町民との交流と自由な討論を行う場であるという認識に立った活動をすることを規定したものである。

### 第6条 議員の活動原則

- 1 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識しなければならない。
- 2 議員は、議員相互間の自由かつ達な討議を重んじなければならない。
- 3 議員は、町政の課題全般について、課題別、地域別等の町民の意見を的確に把握しなければならない。
- 4 議員は、その政策能力を高め、政策提案の拡大に努力しなければならない。
- 5 議員は、自己の能力を高めるため、不断に研さんしなければならない。
- 6 議員は、町民の負託に応える活動をしなければならない。
- 7 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、議員の責務を全うするため議員の基本姿勢と議会活動における原則を定めたものである。

### 【解説】

議会は、議員が集まり議論によって物事を決定する言論の府であり、合議制機関であることを認識し、議員同士の自由で活発な議論を展開することが重要である。また、そのためには、多角的な視点で町民の意見を聞くとともに、自らの政策能力を高める努力をし、もって町民の負託に応え、全体の福祉の向上を目指した活動を行わなければならないとする活動原則を規定したものである。

## 第3章 会議の運営

### 第7条 通年議会

- 1 議会は、前章の目的を達成し使命を果たすため、議会の会期を法第102条の2の規定に基づく通年の会期とする。
- 2 会期を通年とする必要な事項は、阿賀町議会の会期等に関する条例（平成27年阿賀町条例第21号）に定めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、議会活動の円滑化を図るため、通年議会とすることを定めたものである。

### 【解説】

議会は、緊急案件への迅速な対応、機動的な常任委員会等の開催及び主体的で効果的な議会運営を図るべく、通年の会期方式による通年議会を行うことを規定したものである。

### 第8条 議会運営の原則

- 1 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。
- 2 議会は、町民の議会傍聴に関し、傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。
- 3 議会は、会議の開会に関する情報提供を行うほか、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を可能な範囲で提供するよう努めなければならない。
- 4 議会は、会議を定刻に開催するものとする。
- 5 議会は、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を説明するものとする。

### 【趣旨】

本条は、議会運営の円滑化を図るための基本的な原則を定めたものである。

### 【解説】

議会は、民主的に物事を決定する場であること及び議会の効率的な議会運営を規定するとともに、町民の傍聴の便宜を図るよう努めることを規定したものである。

## 第4章 町民と議会との関係

### 第9条 町民参加

- 1 議会は、議会の活動に関する情報の積極的な提供に努めなければならない。
- 2 議会は、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- 3 議会は、町民が議会の活動に参加できるような措置を積極的に講じるものとする。
- 4 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会（以下「委員会等」という。）の会議を原則公開するものとする。
- 5 議会は、委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見を議会の討議に反映させるものとする。
- 6 議会は、町民から提出された意見を政策提案と位置づけるものとする。
- 7 議会は、政策提案の審議においては、提案者である町民の意見を聞く機会を設けるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、より町民に開かれた議会、より町民に身近な議会を目指すため、議会への町民参加や町民の意見を反映させる機会について定めたものである。

#### 【解説】

町民に開かれた議会、身近な議会とするために、議会がどのような活動をしているのかを町民に情報提供するとともに、議会活動に対する説明責任を果たさなければならないことを規定したものである。また、許可制であった会議傍聴を原則公開とするとともに、参考人制度や公聴会制度を活用して町民の意見や専門的知見を討議に反映させるほか、町民から提出された意見を審議するときは、町民からの意見を聴く機会を設けることを規定したものである。

### 第10条 町民との連携

- 1 議会は、政策提案の拡大を図るため、町民及び有識者等との意見交換の場を設けるものとする。
- 2 議会は、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めなければならない。
- 3 議会は、重要な議案に対する議員の賛否の表明を議会広報等で公表するよう努めるものとする。
- 4 議会は、町民に対する議会報告会を年1回以上開催しなければならない。
- 5 議会は、議会報告会を開催するにあたっては、町民に対する説明責任を果たすとともに、議会報告会において町民の意見を聴取して議会運営の改善を図らなければならない。
- 6 議会報告会の開催に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 【趣旨】

本条は、議会と町民との連携を図るための方策を定めたものである。

#### 【解説】

議会は、町民に対する説明責任を果たし、町民との連携と信頼関係を確保するため、町

民や有識者との意見交換の場を設けるほか、議会報告会を年1回以上開催することを規定したものである。また、議会における議員の活動に対する町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるとともに、議決に対する説明責任を果たす上から重要な議案の審議に対する議員の賛否の表明を公表するよう努めることを規定したものである。

## 第5章 議会と執行機関との関係

### 第11条 議会における質問等の原則

- 1 議会の会議における議員、町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の質問又は質疑並びに答弁（以下「質問等」という。）は、広く町政上の論点及び争点を明確にするために行わなければならない。
- 2 前項の質問等は、一問一答方式で行うものとする。
- 3 本会議、委員会等に説明のため出席した町長等は、議員の質問及び質疑に対して、論点及び争点を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

#### 【趣旨】

本条は、議会の会議における議員間や議員と町長等との質疑応答の原則を定めたものである。

#### 【解説】

議会の会議における質問等や反問は、議論の論点や争点を明確にするために行う。その質疑応答は一問一答方式で行うことを規定したものである。

### 第12条 政策等の形成過程の説明

- 1 町長等は、政策、計画、施策及び事業（以下「政策等」という。）の水準を高めるため、政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。
- 2 町長等は、議会に政策等を提案し、又は報告するときは、次の各号に掲げる事項を説明するよう努めなければならない。
  - (1) 政策等の発生源
  - (2) 検討した他の政策案等の内容
  - (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
  - (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
  - (5) 関係する法令及び条例等
  - (6) 政策等の実施にかかわる財源措置
  - (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
- 3 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案及び執行における論点又は争点を明らかにするよう努めなければならない。
- 4 議会は、執行後における政策評価に資する審議に努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、町長等に議会審議に必要な政策等の形成過程の説明を行うことや政策等についての議会の審議について定めたものである。

### 【解説】

議会は町の意味決定機関として論点や争点を明らかにして議論し、その過程や結果について町民への説明責任を果たすことが求められていることから、町長等に議会に政策等を提案するときや報告するときは、その政策等を必要とする理由や目的、効果、総合計画との関係、財源措置等について説明をするよう努力することを規定したものである。また、議会は、そうした説明を受けた政策等の審議に当たっては論点や争点を明らかにするように努めるとともに、執行された政策等を評価・検証する審議に努めることを規定したものである。

## 第 13 条 予算・決算における説明資料の作成

- 1 町長は、予算案及び決算を議会に提出するに当たっては、議会が別に定める施策別又は事業別の説明資料を添付しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、予算及び決算を審議する場合における町長の説明資料の提出義務を定めたものである。

### 【解説】

予算は、政策等を反映したものであり、決算はその成果として示されるものであるため、これを議会で審議するときは、町長は、施策別または事業別にその内容や目的、効果、成果等についての説明資料を提出しなければならないことを規定したものである。

## 第 14 条 基本構想の策定及び議決事件

- 1 町長は、町の将来あるべき姿を明らかにするための基本構想を策定しなければならない。
- 2 法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決事件は、次のとおりとする。
  - (1) 前項に基づく基本構想及び基本構想を実施するための基本計画
  - (2) 町の行政運営上重要かつ町民福祉の向上に密接に関係する計画
  - (3) 法第 180 条第 1 項の規定による町長の専決処分事項

### 【趣旨】

本条は、町の基本構想の策定及び地方自治法の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めるものである。

### 【解説】

平成 23 年 4 月の地方自治法改正により、市町村基本構想の議決の義務づけが廃止されたことに伴い、阿賀町議会基本条例において、町の基本構想の策定を義務づけ規定したものである。また、議会が議決しなければならない事件は、地方自治法第 96 条第 1 項で規

定される事件のほか、関係法律の中で規定された事件に限られているが、それら以外に、地方自治法第96条第2項で議会の議決すべき事件を条例で定めることができることとされている。この条例では、長期的展望の観点に立ったまちづくりを進める必要から、町の基本構想とその計画及び町の行政運営上重要かつ町民福祉の向上に密接に関係する計画を議決事件として定めることを規定したものである。

## 第6章 自由討議の拡大

### 第15条 自由討議による合意形成

- 1 議長は、議会が議員による討議の場であることを十分に認識し、中立公平な議会運営に努めなければならない。
- 2 議長及び委員長は、本会議等の運営にあたっては議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。
- 3 議長及び委員長は、町長等に対する本会議等への出席要求を必要最小限にとどめなければならない。
- 4 議会は、議案を審議する場合、必要に応じて議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めなければならない。
- 5 議会は、議案の審議にあたっては、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- 6 議員は、この条に規定する議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例案及び意見等を積極的に提案するよう努めなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、町政の課題について町民への説明責任を果たす上から、議員同士の自由闊達な議論を尽くすとともに、議論を通し論点や争点を町民に明らかにするよう定めたものである。

#### 【解説】

議会は言論の府であり議論を尽くして結論を導くものであるが、議会の審議の過程で議員相互間において自由で活発な討議を行い、合意形成に努めるとともに、自由闊達な議論を尽くす中で積極的な政策提案に努めることを規定したものである。

## 第7章 政務活動費

### 第16条 政務活動費の交付、公開、報告

- 1 政務活動費は、会派又は議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める阿賀町議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第51号）に基づき会派又は議員個人に対して交付するものとする。
- 2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、公正性、透明性との観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民から疑義が生じないように、議長に対して証拠類を添付した報告書を提出するとともに、政務活動費による活動状況を町民に開示する。

### 【趣旨】

本条は、政務活動費の使用や使途の透明性確保について定めたものである。

### 【解説】

政務活動費は、会派又は議員が町政に関する調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等、町政の課題及び住民の意思を把握し、町政に反映させる活動や住民福祉の増進を図るために必要な活動のための経費の一部に対して充てることができることされており、地方自治法の規定に基づき阿賀町議会政務活動費の交付に関する条例並びに規定で定められているが、公費で賄われていることを踏まえ、適正な使用について町民への説明責任を果たす必要がある。このため、使途を明らかにした証票類を添付した報告書の提出を義務づけるとともに、これを公表し、透明性を高めることを規定したものである。

## 第7章 議会改革の推進

### 第17条 議会改革推進会議

- 1 議会は、議会改革に継続的に取り組むものとする。
- 2 議会は、議会改革を推進するため、全議員で構成する議会改革推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。
- 3 推進会議は、必要があると認めるときは、町民又は有識者等から意見を聴かなければならない。
- 4 推進会議の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

### 【趣旨】

本条は、継続した議会改革の推進について定めたものである。

### 【解説】

町民に開かれた議会、町民に信頼される議会、町民の負託に応える議会づくりを推進するため、議会改革推進会議を設置し、継続した議会改革に取り組みことを規定したものである。

### 第18条 交流及び連携の推進

- 1 議会は、分権時代にふさわしい議会のあり方についての調査研究を積極的に推進するものとする。
- 2 前項の目的を達成するため、議会は他の自治体の議会と積極的に交流し、及び連携を図るものとする。

### 【趣旨】

本条は、他の自治体の議会との交流及び連携について定めたものである。

### 【解説】

議会は、伸展する地方分権を踏まえ積極的な調査研究を行うこととし、先進的な政策事例や広域化する行政課題の解決に向け他の自治体議会との共通認識を図り、互いに交流、連携を図ることを規定したものである。

## 第8章 議会・議会事務局の体制整備

### 第19条 委員会等の適切な運営及び一般会議の設置

- 1 議会は、社会情勢及び経済情勢等により新たに生じる町政の課題に適切かつ迅速に対応するものとする。
- 2 議会は、委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。
- 3 議会は、町政の諸課題に柔軟に対処しなければならない。
- 4 議会は、町政全般にわたって議員と町民及び有識者等が自由に情報や意見を交換する場として、一般会議を置く。
- 5 一般会議の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

#### 【趣旨】

本条は、議会の即応性について定めるとともに、町政全般にわたる諸課題について、町民等との意見交換等を行う一般会議について定めたものである。

#### 【解説】

議会は、町政運営の一翼を担う機関として社会経済情勢の変化に応じ迅速かつ柔軟な対応を行うことを規定するとともに、積極的な政策提案を行うため、町民や有識者との情報及び意見を交わす場として一般会議を設置することを規定したものである。

### 第20条 議会情報の公開

- 1 議会の保有する情報は、町民の知る権利を尊重して運用しなければならない。
- 2 議会は、議会の保有する情報の一層の公開に努めなければならない。
- 3 議会は、議会の活動について町民に対する説明責任が全うされるよう、公正で民主的な運営に努めなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、議会の持つ情報の公開について定めたものである。

#### 【解説】

議会は、町民に開かれた議会を目指すため議会が保有する情報の積極的な公開に努めるとともに、議会の活動が町民に公正で民主的になされるように努めることを規定したものである。

### 第21条 議会の体制整備等

- 1 議会は、議会及び議員の政策形成能力及び立案機能の向上に努めなければならない。
- 2 議会は、議会事務局の調査・政策法務機能の充実と強化を積極的に図るものとする。
- 3 町長等は、議長又は議員から町政に関する調査の依頼があったときは、その補助職員に調査を行わせるものとする。

#### 【趣旨】

本条は、議会の体制整備について定めたものである。

### 【解説】

議会及び議員は、町民等との意見・情報交換や他の自治体議会との交流等及び自己の政務調査等を通じ政策提言するべく政策形成能力及び立案機能を高めるよう努めるとともに、議会事務局の調査・政策法務機能の充実強化を図ることを規定したものである。また、町長等に対し、議長または議員から町政に関する調査依頼があったときは、補助職員に調査を行わせることを規定したものである。

---

## 第 22 条 議員研修の充実強化

- 1 議会は、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めなければならない。
- 2 前条第 1 項の目的を達成するため、議会は議員研修の充実強化を図らなければならない。

### 【趣旨】

本条は、議会がその能力を高めるための研修について定めたものである。

### 【解説】

議会は、この議会基本条例が議会及び議員活動を行う上での根幹をなすものであることを議員一人ひとりに理解が深まるよう啓発するとともに、政策提言に向けた能力・機能を高めるため研修の充実強化を図ることを規定したものである。

---

## 第 23 条 議会広報の充実

- 1 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から広報しなければならない。
- 2 議会広報は、常に町民に対して周知しなければならない。
- 3 議会は、議会広報の実施にあたっては、次の各号に配慮しなければならない。
  - (1) 多くの町民が議会と町政に関心を持つようにすること。
  - (2) 情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用すること。
  - (3) 最も効果的な方法をとること。

### 【趣旨】

本条は、町民に対する議会情報の広報について定めたものである。

### 【解説】

議会は、町政に係る情報の町民との共有を図るための手段として、議会だよりのほか IT 技術を活用した情報の提供など効果的な情報提供に努め広く町民に周知することを規定したものである。

---

## 第9章 議員の身分・待遇、政治倫理

### 第24条 議員定数

- 1 議員定数は、次の各号の観点により、別に条例で定める。
  - (1) 行財政改革と同様の視点だけでなく、町政の現状及び課題を把握し、将来の予測及び展望を十分に考慮すること。
  - (2) 参考人制度及び公聴会制度の活用により、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取すること。
- 2 議員定数を定める条例の制定又は改廃を提案するときは、法第74条第1項の規定による町民の直接請求（以下、「直接請求」という。）の場合を除き、議員定数の基準等の明確な理由を付して提出しなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、議員定数を定めるにあたっての議会の基本姿勢を定めたものである。

#### 【解説】

議員定数を定めるときは、行財政改革の観点だけで議論するのではなく町政の現状と課題、町の将来展望を十分考慮するとともに、町民の意向を十分把握し、反映しながら総合的に判断しなければならないこと、また、その改正にあたっては、町民からの直接請求の場合を除き総合的な検討に基づいた明確な理由を付し、町民に対する説明責任を果たすことを規定したものである。

### 第25条 議員報酬

- 1 議員報酬は、次の各号の観点により、別に条例で定める。
  - (1) 行財政改革と同様の視点だけでなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮すること。
  - (2) 参考人制度及び公聴会制度の活用により、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取すること。
- 2 議員報酬を定める条例の制定又は改廃を提案するときは、直接請求による場合を除き、明確な理由を付して提出しなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、議員報酬を定めるにあたっての議会の基本姿勢を定めたものである。

#### 【解説】

議員報酬を定めるときは、議員定数と同様、行財政改革の側面だけでなく町政の現状と課題、町の将来展望を十分考慮するとともに、町民の意向を十分把握し、反映しながら総合的に判断しなければならないこと、また、その改正にあたっては、町民からの直接請求の場合を除き総合的な検討に基づいた明確な理由を付し、町民に対する説明責任を果たすことを規定したものである。

## 第 26 条 議員の政治倫理

- 1 議員は、町民全体の代表者として、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感をもってその責務を果たさなければならない。
- 2 議員は、品位の保持に努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、議会議員としての倫理観と姿勢について定めたものである。

### 【解説】

議員の活動は多様であり政治倫理の判断は単純にできないものの、常に町民全体の代表者として課せられた使命の達成に努め、議員としての良心と責任感並びに品位を持ってその責務を全うしなければならないことを規定したものである。

## 第 10 章 見直し手続等

### 第 27 条 見直し手続

- 1 議会は、一般選挙を経た任期開始後できる限り速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを検証しなければならない。
- 2 検証は、推進会議において行う。
- 3 議会は、検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講じなければならない。
- 4 議会は、この条例を改正しようとするときは、町民の知る権利を保障する観点から、十分な説明責任を果たさなければならない。
- 5 前項の場合において、条例改正の提案者は、阿賀町議会会議規則第 39 条第 3 項の規定にかかわらず、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、この条例の定期的な検証の実施とその結果による見直しについて定めたものである。

### 【解説】

議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを改選後速やかに議会改革推進会議において検証を行うとともに、見直しが必要なときは、町民への説明責任を果たす上から見直しに至る詳細な理由を明らかにしなければならないことを規定したものである。

### 第 28 条 省略

### 附則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

附則

この条例は、公布の日（平成30年3月22日）から施行する。